

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の
認可申請に関する面談(5-13)

2. 日時

令和3年11月18日(木) 13時25分～14時35分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、有田安全審査官、

鈴木安全審査専門職、吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所担当部長 他9名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ
ております。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい規制庁アリタです。それではただいまから原子燃料工業熊取事業所の第5次設工認の面談を開始します。
0:00:12	本日の面談を令和3年2月15日に申請があり、11月8日に第3回の補正はあった三つ。
0:00:23	原子燃料工業熊取事業所の第5次設工認についての面談で
0:00:29	申請書及び申請書と一緒に資料を準備いたしましたコメント回答の整理表これらに基づいて事実確認を行っていきます。
0:00:40	それでは
0:00:44	規制庁のほうから事実確認のコメントしていきますので、後日書面で回答するのをお願いします。
0:00:54	一つ目ですが、第3回補正の1744ページのハンド懐こそモニターについての設計なんですけど、これ
0:01:05	警報の条文についての記載がないんですけどこれまず実態としてはこの判読ところそのものに立てな備えが基準値を超えたら警報が鳴るような、この設計にはなっているのでしょうか。ことも
0:01:18	技術基準自衛技術基準規則十八条の警報についての記載がない、これはこの18条には該当しないという整理でよろしいでしょうか。二つ目。
0:01:31	同じく第3回法制の1890ページで
0:01:37	分析設備のドラフトチャン丸ナンバー1から3でこれにスクラバ
0:01:43	があると思うんですけどこのダクトについて面談のコメント回答で耐食性材料を使うという書いてもらってるんですけど、使用表のほうには書いてなくて、これあの費用表のほうで耐食性大丈夫すことがちょっと明示が読み取れないのでよくなっておりますので、
0:01:59	両手ケースに書き換えるのをお願いします。
0:02:04	三つ目ですが、第3回法制の3076ページなんですけどこれこの表の読み方なんですけど
0:02:14	申請時数によって色分けてるのはわかるんですけど、黒字で記載しているウラン量測定とか、容器の収納というのはあると思うんですけどこれは設工認に関係なく本気で対応するという整理でよろしいでしょうか。
0:02:30	次に四つ目ですが、3090ページ、ここの表にですね音波ん内容についての記載があって、あると思うんですけど。
0:02:41	この読み方なんですけれどこの内犯人か4番の範囲を搬入時の搬出時の輸送容器ってやつがあると思うんですけど、これが外4本告示の技術基準に適合する輸送容器による運送し音波を示していて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:57	もう1個は／炉規法に基づく承認を受けた容器ってということでよろしいでしょうか。
0:03:03	以上4点、後日書面で回答をお願いします。
0:03:10	原子燃料工業のカノメでございます。最初にいただいたハンドブックこそモニターにつきまして、こちら許可で出入り管理に関わる施設多くつ事を約束しております。そのため設置しているものであります。
0:03:27	実態としましては管理値を超えますと
0:03:31	お知らせの
0:03:34	測定者に対して、
0:03:35	お知らせするためのブザーっていうのはついてございますが、第18条でいうところの例えば、
0:03:43	放射性物質の濃度でしたり、
0:03:48	本加工施設が
0:03:51	施設の異常来たすような物を覆う検知するものではないということで、第18条には、
0:04:02	配当しないと整理をしております。以上です。
0:04:10	すいませんアリタです。本独特のノーリタンの警報の情報になったらどうかの位置付けでなんですけど、その傾向の条文にある
0:04:40	すいませんアリタです。
0:04:44	一応条文としては加工施設の安全性を著しく損なう恐れが生じたときに警報するっていうことになってて、
0:04:55	実際その本土懐するモニターが管理値を超えて尾根お知らせの低下がその音が鳴った場合って当然どっかdウランの粉末が漏れてそれで手が汚れてるっていうことになると思うんですけどその後要素も
0:05:11	著しくそんな恐れが恐れが生じたときっていう条文に当たらないという整理になるのでしょうか。
0:05:26	実際の工業のカノメでございます。
0:05:32	そうです
0:05:33	放射線業務従事者の
0:05:36	審議会の
0:05:38	汚染の管理というところに位置付けておりまして
0:05:44	アリタさんがおっしゃられたような施設の異常な空気中濃度が異常に上がるとか、そういったことにつきましてはその他のダストモニター等の結構設備備えてございます。まあそういった整理を我々しているところでございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:07	規制庁ありとあらゆるスミアの挙動の説明のほうを一旦これで表示しましたんでちと書面で回答をお願いします。
0:06:21	原子燃料工業フジワラでございます。最後の4番目の御質問の件でございますが、ちょっとこれ申請書のほうで御説明させていただきますが、
0:06:34	我々の熊取事業所の今回の申請ですね、前半申請におきましてはですね、構内運搬をすべて外運搬に基づく輸送容器を用いるということですね、この後していただきました3090ページのこの表の
0:06:53	すぐ上のところにそのように記載させていただいております。この表の見方でございますが、各工程があつてですね、例えば一つ目であればですね、粉末の入荷開梱工程がありまして、
0:07:10	その中で、事業所外から入ってくる輸送等を運搬とさらにその一時的に置いた一対一加工等から次の建物に移動する構内運搬の2種類がありますということ、工程ごとに
0:07:29	どういった以外の構内運搬があるかというのを示した図でござい下表でございます。
0:07:35	従いましてですね前半申請におきましては、輸送容器の岩盤の容器のみとなっております。以上です。
0:07:49	すいませんあるイトウですけど。
0:07:52	今ちょっと3090ページほう見ているんですが、ここを見ると
0:08:00	3ポツ確認結果つてところでなんかすべての構内運搬はつてことで、労基法59条の容器等外運搬告示の要求で2種類入つてと思うんですけど。
0:08:14	0本申請を当方の
0:08:19	告示のほうだけつていうことになるんでしょうか。
0:08:25	ですね。
0:08:27	原子炉高級フジワラでございます。外運搬の場合ですね承認お湯設けた輸送容器を用いる場合と承認外であってもですね、その技術基準に適合して、別途、許可認可をいただく場合と2種類ございますので、
0:08:46	そのように書いております。あくまでも外運搬でも承認された容器を用いるということでございます。以上です。
0:09:02	あ、すみません、この間ですけど、今のそのページの表に書いているマイクを使う運搬の方法があります。これは全部
0:09:10	外運搬ここ事業告示に基づいたよお機能。
0:09:15	使つた運搬つていうことでいいんですか。
0:09:21	原子燃料工業フジワラです。ご理解の通りでございまして、例えば両括弧1におきましてはですね外から入ってくる場合ですね、これは敷地に敷地のも入る

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	までは外運搬なんです、そこから先の構内の音波はすべて構内運搬の扱いになってまして。
0:09:40	それも輸送容器を用いると1度とめ置いたところからさらに加工棟のほうに運ぶ場合もそのままに姿で運びますのでその容器を用いますが、構内運搬ということに
0:09:55	取り扱っております。
0:09:57	以上です。はい、割とリスクもその番号4番告示に基づいた要求を使って今表に書いてるやつは全部送ってなかったのかさっきお話を、何か前半申請を外運搬のやつだけで何か後半では、
0:10:14	もう一つのなんか承認を受けた容器を使うっていうお話があったと思うんですそれ申請書の中でお香で読み取ればいいですかね。
0:10:23	原資の工業フジワラでございます。今回はあくまでも前半申請の部分でございまして、今の鋼板申請で予定しております13貯蔵棟にはですね、I型容器という貯蔵用の容器を
0:10:40	設置することにしております。そのちょうど要求を使ってですね構内運搬を行う場合はありますので、鋼板申請のほうでは申請時にそのようにまた
0:10:56	外運搬以外の輸送容器を用いた輸送があるという。
0:11:01	容器があるということで御説明させていただき予定にしております。
0:11:06	以上です。すいませんアリタの中のちょっととるもちろんですけど結局この確認結果に超えて
0:11:15	59条の承認力と外運搬個々人の要件2種類あって、前者は13貯蔵都立高I型容器っていうのをさし決定で構成でそれは本申請ですという本申請には交渉のやつだけは出てきているとそういうことでしょうね。
0:11:34	原子燃料工業フジワラでございます。もちろん回といいますのは二つとも外運搬に基づく容器の種類でございまして、構内運搬の場合は炉規法で別途せ設工認を受けるよう気になります。
0:11:54	以上です。
0:11:59	ちょっと今の話、ちょっと何かいろいろ複雑なんちゅうの書面の方で整理して記載して回答するようにお願いします。はい。
0:12:08	はい、承知して原子炉容器工業フジワラ承知いたしました。
0:12:13	すみません、原子燃料工業のカキノキですが、ちょっと思いまして見つけらの黒字で記載している工程のところですがこちらの含量測定と容器の収納は保安規定の対応ということで、ございますのでその旨書面で回答いたします。以上です。
0:12:45	はい、アリタリ数字は続いての指摘に移ります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:53	トークとか地震関係のやつで、
0:12:59	五つですかね、五つになりますが、まず一つ目が、
0:13:05	こないだのコメント回答でもらった 1Q 値 6-59 番の
0:13:11	関係で、申請書 3 弁 656 億 3633 ページにある。
0:13:19	増販に P 節 13-1-1-2 っていうやつで、これが可燃性かつ配管の撤去に伴う連続焼結炉 2 のうちの撤去後の閉止装置について、俺関連図を含めて記載がないかと思うのでちょっとそこをトイレを読み取るのか。
0:13:36	説明をお願いします。
0:13:40	二つ目。
0:13:44	コメント回答の 1Q 一度この 61 番についての追加の通りで、
0:13:49	圧縮空気バッファタンクは事業許可で、
0:13:55	ほぼ丸と 23 あきもレートタンクに該当し、
0:14:01	F3 竜巻に対する過去に行っているとおあるんですが、
0:14:05	ちょっとね、
0:14:45	規制庁の吉村です。
0:14:48	それでは
0:14:50	私からのコメント等を確認事項を続けたいと思います。
0:15:01	まず 1 点目なんですけど、この圧縮圧縮国会ですね。
0:15:08	前回のですね 6916-61 番の回答で、
0:15:16	圧縮空気のバッファパターン食うは
0:15:21	事業強化アキュムレータータンクに回答して F3 竜巻によって対する確認を行っているという。
0:15:29	回答が記載されてましたが、これは図面上の話だとは思んですが、
0:15:37	許可に書かれている寸法よりもですね今回はいいの。
0:15:44	図面に書かれているときはパーですね、幅っていうかタンク長さになると思うんですが、これが大きいように、SCALE 的にちょっとみたいな感じですけど大きいように見えるんですが、
0:15:59	経常とか重量について、許可で評価したとき、
0:16:06	同じ条件になって問題ないかということ
0:16:09	確認していただきたいと思います。
0:16:16	ちょっと続けて、
0:16:19	確認事項を申し上げます。
0:16:24	それとこれはですね、前回の 916-62 から 64。
0:16:32	に関心系の
0:16:37	外部事象に対する防護対象外という回答を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:43	回答内容を一部修正されていますが、
0:16:47	感震計自体は撓曲後の対応においては、
0:16:53	いわゆる安全機能を有する施設である緊急遮断弁
0:16:57	に一応含まれるというふうに解釈できます。そうしますとこれは防護対象になるのではないかというふうに考えますが、
0:17:07	回答の中で再整理をされたということになってますので、その再整理された内容について説明をお願いしたいと思います。
0:17:22	もうでもう1個続けてコメントを申し上げます。
0:17:28	これはイチゼロに8-9-
0:17:33	9の回答ですが、
0:17:39	いわゆるの附属書類のページで言いますと3000、3492ページに、
0:17:45	該当しますが、
0:17:49	図面から見た感じ炉心管の固定ボルトの位置を今回示していただきましたけど、炉心管の端部に接していわゆる炉心管に接していくように見えます。
0:18:03	そそうしますと温度条件として質問とする出そう性について、概略チュウさんで説明されてますが、もう少し定量的にですね
0:18:19	室温で問題ないということ
0:18:21	ことを説明定量的に説明をお願いしたいと思います。
0:18:28	それからここに関してなんですが、
0:18:34	■■■■■■■■■■の説明で材料の引張強さという形で前回で修正してありますが、ここに書かれてる浅い辺りは材料の降伏点ではないでしょうか。
0:18:50	ちょっとこれ確認をしていただきたいと思います。まず以上がアリタのほうから説明したもので4点。
0:19:01	書面で回答をいただきたいと思いますが、各確認すべき点がありましたらお願いいたします。
0:19:16	原子燃料工業カミムラでございます。最後にご質問いただきましたのはここが多分間かへん炉の固定ボルトのところですね、ちょっと図のほうですね固定ボルトの位置をですね、今回にせ3489ページの建設2-3-1図で示させていただきました。
0:19:35	すいませんちょっとなかなか横からの図面だけだとちょっとわかりにくいところはありますけれども、固定ボルト自体はですね、炉心管を仕入れて例えば感を保持する。
0:19:48	がございましたけれども、その金具を止めていることになりますので、このボルト自体が直接その炉心管に接しているわけではないというところがございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:59	従って、今ちょっとなかなか定量的にここは何度だっというところはお示しにくいところはあるんですけども、基本的にはこのボルト自体がですね、ちょっと高になることはないというふうに考えております。あともう一つ指摘いただきました材料の強度のところですね。
0:20:18	今回金属材料のところに関してはですねすみません御指摘いただきました通り材料の引張重さではなくですね。降伏応力のほうを使っています。あと
0:20:32	ほかのセラミックの部分ですねに関しましてはなかなか降伏応力っていうのがあればはっきりしないところもございますので、引張自動車のほうを使っています。ちょっといろいろ材料出てきてましてちょっとそこでちょっと混在っていうか記載がちょっと不整合が起きてるところでございますのでこの点に関しまして修正をさせていただきたいと思っております。以上です。
0:20:56	原子炉旅行。
0:20:59	失礼いたしました。
0:21:01	はい。
0:21:06	どうぞ、どうぞご発言ください。
0:21:09	はい、ありがとうございます。原子燃料工業のカノメでございます。過信系のか外部事象に対する防護の考え方についてご指摘あったかと思っておりますが、回答の内容、前回のその回答の内容についてもちょっと御説明させていただきたいと思っております。
0:21:31	もともと感震計につきましてはフェールセーフというところで外部衝撃に対して損傷を受けた場合でも、あの格好施設が安全であるというような説明をですね添付書類の適合技術基準への適合状況の説明のところに、
0:21:49	書かせていただいております。ただし
0:21:53	その外部事象ごとにですね、何を防護対象としているのかというのが不明確であるといったような御指摘も受けまして我々、資料の体裁を記載の内容をちょっと
0:22:10	検討しました結果の防護対象
0:22:13	を明確に書きまして、それ以外のものについては、損傷を受けても、
0:22:21	加工施設に
0:22:24	安全性に影響を及ぼさないというような説明をさせていただくという記載方針といたしました。その時にですね防護対象か否かというのはですね許可に核燃料物質等取り扱う機器であるかどうかと。
0:22:39	いうところを記載してございますので、それを受けまして、
0:22:44	この設工認、今回の設工認の整理で、そういった確認を物質を取り扱う設備機器かもしくはその附属

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:56	附帯機器であるかどうかというところで防護対象かどうかというのを選定しておりますので関心件につきましては、通す工認上はですね、そういった核燃料物質等取り扱う機器でもございませんし、そういったものを
0:23:15	耐設備でないために、防護対象とはしていないという整理になってございます。以上です。
0:23:26	規制庁のヨシムラ最後の御説明については今のところを整理して書面で回答していただきたいと思いますが、多分
0:23:40	核燃料物質に関する有無とかそれから例えば技術基準で言うと安全機能を有する施設を中心に説明されて条文によって規格とかは条文によってですね、記載の方法違ってますので、
0:23:57	どこのどういうところに記載されていることをベースにこういうふうに解釈してSWISSしたっていうことはわかるようにちょっと説明いただければと思います。
0:24:11	原子燃料工業の兒玉でございます。ただいま御指摘の点を踏まえまして、また整理いたしまして後日書面にて回答したいと思います。以上です。
0:24:24	よろしく申し上げます。
0:24:26	それでは他市からの確認事項をもうもう1点です。
0:24:33	説明を申し上げたいと思いますこれは
0:24:36	ですね。
0:24:40	今まで回答いただいたものをとちょっと違いますが、
0:24:44	ページで言いますと2434ページ5ページからずっとですね
0:24:52	いわゆる別表1のところの変更許可の申請書の記載と、
0:24:58	設工認との対応状況っていうのが、
0:25:03	A3の表でまとめられてますがその中で、その内容について幾つか確認したい点があります。
0:25:11	14点ほどですね、ちょっと確認させてください。
0:25:16	これはまず
0:25:19	No.で言いますと7-5度に該当する部分ですが、いわゆる構造的に一体に設計する必要がある。
0:25:29	ものという7-5の要求ですがこれの備考欄にポンプ等が記載されてます。
0:25:37	で、ポンプ等の設計方針なんですけど、これは次の7-4とも絡むんですが、
0:25:44	発電機ポンプ等は基本的にはこれ構造的に分離して、
0:25:51	耐震重要度分類の異なる建物今回これの場合は2類と多分サンズイだったと思いますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:57	完全に構造的に分けて設計するという方針であったと思いますがそれが7-5ですと、これは構造的に行ったEで評価する部分ことになりますので、
0:26:13	この方針とここに記載された下回る時がついてますけど。
0:26:17	これ例との関連について説明していただきたいと思います。合わせて7-4とこれペアになると思うんですが、
0:26:28	こちらでは波及的影響の考慮の
0:26:32	ところに丸がついてますが、これはどの建物のことを
0:26:38	1つというのか。
0:26:40	ひょっとすると、発電機ポンプ等のこと言ってるのかなと私は思ったんですがちょっとそれが7-5に該当するものであればこんな用語だと何が該当しているのか、ちょっと明らかでないので、これについて説明してください。
0:26:55	それから3点目として、
0:27:02	なのにですね、判例。
0:27:05	凡例がいわゆる今回仮精通
0:27:10	まかり移設したもので次回以降申請
0:27:15	しますして本設で適合性確認するという
0:27:21	今し方ですか。ぬマークが、
0:27:23	第二次から第50申請のところに書かれてますが、
0:27:33	次回以降の申請で本設のC適合性確認であるに係る備考欄のほうでは、
0:27:40	基本的には4用地または5Gで復旧して、
0:27:46	基本的には今回の申請で確認するという
0:27:50	1者ですのでちょっとこれ判例等、
0:27:54	実際のもののがずれてないか、ちょっと凡例の記載の仕方も含めて確認していただきたいと思います。
0:28:02	それから、同じく7-11に関して、
0:28:08	備考欄のほうで漏水検知器とか者水位盤のことが、
0:28:14	取り上げられてますが、
0:28:17	これらがいわゆる同乗記載の破断波及的影響の防止の要求とどういう繋がりがあるのか。
0:28:26	説明していただきたいと思います。
0:28:30	以上が1点
0:28:34	1別表表1に対するコメントです。
0:28:39	これも書面で回答いただきたいと思いますが、確認等ありましたらお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:48	原子炉工業ワラタニでございます 7-47-5 に関しましては、書面ではきちつと回答させていただきたいと思っておりますけれども、今現状ですね設工認の 1996 ページ等ですね、地下の部分で一部繋がっている部分がございます。
0:29:05	それに対しまして、結果が繋がっていくも地上部分で十分クリアランスが取れていけば、別ものとして構造計算することができるという建築基準法上ですね取り扱いを持ってかつですね双方ともに、2 類の地震力を採用させて評価してみたけれども波及的影響を及ぼさない。
0:29:25	そこまで確認した上で、2 類と 3 類ということで申請させていただいてございます。本件か、本件ショールーム書面にてもう一度整理した上で回答させていただきたいと思っております。以上です。
0:29:41	規制庁の吉村です。書面でその辺のちょっと考え方を整理してお願いしたいと思っております。基本的に私の
0:29:51	考えですと波及的影響っていうのは基本的には 20 設計。
0:29:57	での確認が余計 OK であればいいという考えだと思っておりますが、
0:30:02	構造的に一体となると、1 次設計も含めて同じ設計基準に基づいてやらなきゃいけない、多少の評価内容違ってきますので、その辺を踏まえて整理した上で回答をお願いしたいと思っております。
0:30:18	Vessel 工業ワラタニでございます承知いたしました。
0:30:25	規制庁ノムラです。私からどうぞ。申し訳ございません。原子燃料工業の岡田です。先ほどの残りの No.7-2 と 7-11 に関しましては、7-2 の判例のひし形ですけれども仮移設の件を
0:30:43	備考欄にですね下のほうには 4 時と誤字の今年か書いてないんですけど備考欄のその当該の欄の上の方いきますと、2 地震性の話の仮移設がいつの本震制定本設するかっていう話と、
0:31:02	産地形成についても、触れております。ですね 2 次菱形についでる点について備考欄のほうで対応するようにしています。
0:31:13	あと 7-11G の備考欄にかえと固執しているですね。波及的影響の話についてはですねこちらについて日
0:31:26	そもそもこの
0:31:28	備考欄に記してますのは、定値別表 1 がですね設計がいつの申請で行われるかということの整理表提出するので、その当該申請のときに積み残してるようなものですね例えば、
0:31:48	第 4 次申請で第 2 加工棟の建物が出てきてるけどその附属設備は、第 5 次申請ですとか、そういった場合にですね、備忘録的にですね、その際、その記号の参画と対応するように、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:05	残ってるものについて記載しているというコンセプトで書いてますのですべての設備を抱えてるというわけではございません。その中で 71 に関しましては、その漏水検知器等、
0:32:20	やすい盤は、
0:32:22	代表地震性のほうで第 5 次申請の中での設計しますということで、その二つについては
0:32:31	一応今の御類の耐震重要度にも当たるものになるということから、下階のものが科医の分類のものが週にあると、そういったときには上位波及について設計をするという。
0:32:48	観点が残っているということから、71 が大間 5 時にも残っているご自身性にも残ってるよということを示すために書いているという整理をしています。以上です。
0:33:05	注水規制庁の志村です。いずれにしろ回答をお願いしたいと思いますがちょっと作業の方の漏水検知器とさせて例えばシャツ特に夏場なんかは本当にこれ波及的影響の考え方が適用されているのかその辺はよく確認していただきたいと思います。
0:33:24	原子燃料工業の外挿承知いたしました。
0:33:27	円で回答をよろしくお願いします。
0:33:35	規制庁ノムラです。私からですね発電機ポンプ等とあとDG周りですね、に関して質問します。
0:33:45	まずですね 1999 ページなんですけど、
0:33:50	えーとですね、太平記がハッチングしてあるんですけど。
0:33:55	ここもですねAB間の
0:33:58	にあるですね、12 を通るの壁ですね 4207 がその壁等、
0:34:04	AとB通りからの張り出し部ですね。
0:34:08	に関してですね、安全機能一覧の 7-添付の表があるんですけど、ちょっと待ってください。2651 ページ。
0:34:18	ぐらいからですけど。
0:34:22	この表にですね、今言った壁が入ってないんじゃないかなと思うんですね。
0:34:27	要するにこの表は添付の表が間違ってるんじゃないのでございますんですけど、その確認をお願いします。
0:34:37	えっとですね、続けますが、同じページで 1999 ページ。
0:34:43	そうですね。そうですね。
0:34:46	ちょっと待ってください。そんなしてきたな。
0:34:49	ここで今度屋上ですね苦情の平面図なんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:55	これですね 13 の通りの 13 の間がですねこの絵では、耐震平気となっているんですが、先ほどのですね安全機能一覧の表では大変気じゃないんですね、110 丸になってまして 20 じゃないんですね。
0:35:12	これ間違いじゃないかなと思うんですけど、どっちか間違ってるんじゃないかと思うんですけど確認をお願いします。
0:35:20	次にですね 2002 ページなんですけど、ですねこの右側の
0:35:27	図でですね点線があるんですね。
0:35:30	なんて言ったらいいんだろうと。
0:35:33	えっとですね。
0:35:34	いくスパンションジョイントの図で海側のところに点線が上から徹底とか 8000 ですね。
0:35:40	それから下は通ってるんですけどこれなんですかっていう話ですね、現場でですねここ何かこの範囲をはつるとかいうことを言ってたと思うので、工事のときに開発で鉄筋の処理してまた薄いのかなと思ってうせんかなと思うんですけど。
0:35:56	その場合はちゃんと何か書いてくださいってことですね。
0:36:00	一旦ここで切ります。何かあればお願いします。
0:36:04	原子力工業ワラタニでございます一番最後に御指摘いただきました件ですね、ご指摘の通り工事で一度鉄筋を
0:36:17	かぶり厚さを確保するためにはつる部分で凡例がちょっと抜けてございますので、それを記載させていただきたいと思います。あと安全、
0:36:28	機能一覧ですねそれと図面に関しましては、もう一度よく確認した上で書面で回答させていただきたいと思います。以上でございます。
0:36:38	規制庁ノムラです。了解です。続けますが 2014 ページ。
0:36:44	です。これから
0:36:47	えっとですね、
0:36:50	このですねプラス 2002850 の平面図でですねB通りからの張り出し部ですね。
0:36:58	さっきのところと同じなんですけど、この最新兵器がですねさっきの安全機能の表にやっぱりないんじゃないか。
0:37:06	と思っておりますので確認をお願いします。
0:37:11	で、同じ図なんですけど、同じずっと赤と 2016 ページの相当するんですけど、屋上にあるんですね、この 2014 ページでいうと右上の屋上平面なんですけど、ガラリですね、ガラリ部分。
0:37:26	ですね通り取りかにあるやつですね、そこですね赤い線が引っ張って引っ張っていった火災区域となっているんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:35	えーとですねさっきの安全機能の表であるですね、
0:37:39	ではですねこの外壁これある 10 になると思うんですけどこれ火災区域境界ではないんですね。
0:37:45	どちらが正解というか、ちゃんと確認してくださいということです。
0:37:52	そう的にですね 2015 ページですが、これはですね表題に笠井って書いてあって、図のような話なんかは、竜巻の今年か書いてないんですね、これは何が言いたいんですかということです。
0:38:08	1 回これでいいです。
0:38:13	原子力ワラタニでございます。最後のですね火災の図面に関しましては、一つの構成扉とかにおきましてですね、° 竜巻対策扉になっていてかつ火災区域境界の特定防火設備になっているものとか複数の安全機能がございます。
0:38:33	この図面におきましては、竜巻のところで説明させていただいている竜巻対策扉というのがええと火災に関しても特定防火設備の改造に当たりますと竜巻対策に該当しなくて、
0:38:49	いもので火災対策 2 だけが該当するというか偽造はございませんという意味で今青い線だけになってしまってる部分なんですけれども、基本的にはそれ条項の充満ごとに事前に説明したものについて追加でこういう機能を要求した改造を行いますというふうな図面になってございます。
0:39:10	後の安全機能のほうは先ほどと同じようにですねもう一度よく確認して書面で回答させていただきたいと思います。以上でございます。
0:39:18	94 ノムラですと今おっしゃったことは言われるわかるんですけど、言われなかったら単なるに竜巻の今年か書いていない。
0:39:28	ちゃんと適正な図を何か文章を書いてくださいってことですね。
0:39:33	続けますが 2018 ページですねという荷重 1078 ページはですね、V-1 図、19 ページもか。
0:39:44	なんですけど、混乱の中にさっき言った+2850 の床のがないんじゃないかなあとあつたかてあつたのはちょっと私、
0:39:57	V1 図、
0:39:59	これを
0:40:04	18
0:40:08	そうそうですね、何か壁に名前つけてますようお願いR12 とか、
0:40:15	これで 2850 のところに名前がないんじゃないかなと思うんですね。
0:40:21	その辺もう 1 回確認してくれますか。ええと。
0:40:24	2019 ページに 285 番目はあるんですけどこれ有床の番号だけ振ってあるんですね、壁の番号は動向だろうなあというところなんです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:36	続けますが、2022 ページ。
0:40:39	なんですけどこれもですね
0:40:43	要するに 8 号丸でのですね説明はないんじゃないかなとこの板厚書いてある んですけどw幾つってですね。
0:40:53	この中に 85 万のところでのものがないかなっていうところですね。
0:40:58	時ませんねと相談に 8 号までの安全機能を有する部位というのは、
0:41:04	書いていないかなというところです。1 回ここで切ります。
0:41:12	原子力工業ワラタニでございます。この辺りですね、下から上がってきている 扉で途中に小さな床があるということでもう下のところで説明しているという思 い込みもございまして、それからおっしゃられてるようになりますね 10 万に追っか けていくと、確かにあれっと思うところがございますので、
0:41:31	よく確認した上で書面で回答させていただきたいと思ひますし、府まああの、よ り説明性を高めるためについていうことであれば要するにですね追記させていた だきたいと思ひてございます。以上でございます傾斜ノムラです。おそらく追記 というか、ページは増えるか。
0:41:50	図が増えるかなと思ひます。
0:41:52	Dですね飛んでですね 2652 ページなんですけど、ちょっと私の追いつかない。
0:42:03	はい。
0:42:16	こっちか。
0:42:18	そうそうえーとですね 2652 ページにですね等火災に関して融解スワンSは訪 日定数は背後にというのがあるんですけど、これ丸つける。
0:42:32	場所もあって、間違ってるんじゃないかなあというところですね。
0:42:36	ちょっと待ってください
0:42:40	1600、
0:42:44	2852 ページの 1 階床の
0:42:49	S&1 と 2 は、火災のところです、内部火災でS湾岸に二重丸S案がINSS湾 の一番に 20Sr-2 が 1 充満ですけど。
0:43:02	これ逆じゃないかなあということですか確認して欲しいというところですね。
0:43:08	当初にポンプ等母店国と最後にですけど、これらのですね、私今まで言った質 問の水平展開として、してですねこの表。
0:43:19	安全機能をこの添付の表をですねもう 1 回見直してください。全部ってことで ですね、ほかの建屋も見比べてもいいし、含めて、ずっとちゃんと整合してるかっ て事を見直してくださいということです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:34	かなりおかしいなと思うところがあったからそういうことを言っているということで私今までここはですねまあ合ってたろうと思ってですね、詳細には見てなかったんですが、今回初めて見たら結構ぼろぼろ出てきたということで、
0:43:50	ちゃんと全部チェックしてくださいということです。1回ここへきます。
0:43:57	原子力工業ワラタニございます承知いたしました。はいよくチェックしたいと思います。以上でございます。
0:44:05	規制庁ノムラですそう堰ですね、非常用DG絡みの質問、御いくつかします。1866 ページの使用表なんです、ですね、真ん中の辺にですねあのN値の話が
0:44:21	
0:44:29	これですね、発電機と発電機等のあたり2台で近いんでしょうから表現を発電機等と同じような
0:44:38	関連してくださいということです。
0:44:43	次にで1868ページなんです、この欄外の赤字のところですねですね。
0:44:51	最後表裏の説の2-1に示すと書いてあるんですけど。
0:44:55	これ何か票の番号が違ってんじゃないかなあと思ってますので、もう1回確認をお願いします。
0:45:04	で、ちょっと飛ぶんですが、2042ページ。
0:45:09	どうぞ。
0:45:10	ちょっと待ってください。
0:45:15	どこだっけ。
0:45:22	これと、
0:45:25	そうそうですね。
0:45:30	先期発電機能ですねなんか、電気制御盤みたいなものが壁にアンカーボルトでとまってんですけど、これ壁との接続って何かターネットアングルか何か介して何か接続しているような絵がついてるんですね。
0:45:46	議案グループ会社は全然構わないんですけどそのアングルと8番とかですね切替機との接続はどうやってんだらうなということです。溶接なら溶接でいいんですけど、Vならボルトで、
0:46:02	何かそういうですね、接続方法を示してください。
0:46:07	ということです。
0:46:09	これ限ります。
0:46:21	原燃工の小野でございます。今いただくと二つ目のご質問で表の引用がおかしいんじゃないかということなんですけれども、こちらのほうをちょっとこの表

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	の引用のところがちょっと本来要らない記載でございます。こちら共用する設備ということで、
0:46:39	1800 円が 14 ページですね、微圧のナンバー
0:46:45	2 とNo.1 と共用していて、ナンバーツーの方からも同じ脚注が入っていて、そちらのほうからナンバーワンの供用を引用しているんですけども、同じような記載をナンバーワンの方にもちょっと余計に書いてしまっているというところで、こちらのA4 のほうはなくても、本来必要ないものということですのでちょっと修正の方ささせていただきます。
0:47:05	その他のコメントにつきましては承知いたしました書面にて回答或いは地域の方ささせていただきます。以上です。
0:47:12	規制庁ノムラです了解しました。次案ですが 1872 ページ。
0:47:19	ですね他の被圧も不も含めると 1878 ページもそうかと思うんですけど、あの竜巻で浮き上がるっていう話がですね、あるんですね、1872 ページで言うと立つ外部衝撃の上から 12345 行目ぐらいのところであるんですけど。
0:47:39	これですね非常発電機、これベースごとのベースご討議上がるっていうことで、このアンカーの回転ですけど。
0:47:48	ベベースベース当期相応つなげるアンカーよりも発電機本体とベースをつないでいるアンカーのほうはまだ面積が小さいかな。合計ダメージが違う小さいがあると思うんで。
0:48:03	そちらも問題ないですよっていい意味も込めて、発電機本体とベースの
0:48:10	アンカーのことも書いて、
0:48:13	くださいということですね。
0:48:16	実際問題、こっちのほう危ないんでしょうけど。
0:48:19	油って、実際問題ないのはわかりますけどね、一応弱いほうも書いてくださいってことです。
0:48:28	次にですね 1874 ページなんですけど、表Dの説の 2-2、別表 1 のところですね。
0:48:39	裾その他部位に取りつけボルト発電機で考て書いてあって、また層厚なんです、屋外に設置するんで、なんか塗装かなんかするんでしょうけど、そのことを書いてくださいと。
0:48:54	ただそこでなんでいいんですかっていうこと。
0:48:57	を書いてくださいってことですね。闘争するなら、何か。
0:49:00	そうしますって一言書いておけば、わかりますということです。
0:49:07	続けますが、2049 ページ。
0:49:14	ちょっと待ってくださいね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:17	これか。
0:49:19	2049 ページにですね 10 タンクの基礎の絵があるんですが、ちょっと重要なことじゃないのかもしれませんが一応確認ということで、これ中に雨水がたまるような構造になってるのはどっかに
0:49:34	水抜き穴みたいなものがあると思うんですけどちょっと一言ここから水が抜けるみたいなこと。
0:49:40	書いといてくださいということで、
0:49:43	ですね。
0:49:49	はい。ちょっと 1 回ここで切りますね。
0:49:53	原燃工でございます。ただいまの二つ目のご質問で端側でよいのかということなんですけれども、こちらのほうのボルトは、やつはカバーで囲まれておりまして、そのカバーの中で設置しているものでありますので、特にその雨水とかいうところ問題ないということで対策を使っているということでございます。
0:50:13	それと、雨水の話ですけどもこれおっしゃる通り雨水の抜くための穴がございますので、その旨のほうを記載をさせていただきます。以上です。
0:50:24	規制庁の前倒しも了解しましてはこの雨水なんかはあるってことは大体わかるんですけど、一応規制庁としては一応確認したいということですね。
0:50:35	その次なんですけど千八百四十七、八百 73 ページ。
0:50:42	79 ページか、これ 1000 日でも非常発電機が低廉ご 40 秒 40 秒以内に起動するってことをあちこちに書かれてるんですけど、これ何かエビデンスが欲しいんですね、単に書いてあるってことだけで
0:50:57	検査とかどうやるのかなとは今実験のかもしれないけど、
0:51:02	規制審査側でも 41 秒以内になってるねというですね何か確認書類みたいなものが欲しい。
0:51:11	ということです。
0:51:13	その次にですねにくく 2171 ページと同じようなとこいくつかですけど。
0:51:21	非常電源設備は非発があると思うんですけど、これにですねぶら下がってる設備類をチェックするのがですね非常に大変という箇所はわからないというかですね、ところがありまして、今やってるのはをですね建家側設備側の
0:51:40	図面からどこの非常用発電機繋がってるなんていうことでチェックしてるんですけど。
0:51:47	非常用発電機側からぶら下がってる何かこう、
0:51:51	証明書類というかですね書類をつけて欲しいんですね。
0:51:55	これ確認、そういうのがないと非常に確認しにくいというのがあるので、申請書につけるかどうかは別として、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:06	コメント回答でもいいのでつけてくださいということです。
0:52:10	えーとですね。以上です。
0:52:17	原子燃料工業の井上でございます。
0:52:20	まず 2 点目なんですけれど、非常用電源設備の仕様表の各別表 3 に接続する設備を記載しておるんですけど。
0:52:31	それでは不足しているということでございましょうか。
0:52:37	これからなるほど別表 2 の話ですかね。
0:52:41	3 だと思えます。ちやうか量産
0:52:46	いいですかね。
0:52:47	今のちょっとぱっと幾つというのが 1875 ページなんですけど。
0:52:53	えーとですね 1869 ページ、1825 ページ、1880 ページに記載していると思います。69
0:53:06	これ自分でもチェックしてるのは、これ何か就任思ったんですよなんか
0:53:11	なんかあの図がありましたのでべきありがとうございます別表 2。
0:53:15	何かの系統図か何かの A がありますよね。日初と繋がってくださってる。
0:53:23	ちょっと私、
0:53:26	これでいけるかなあ。
0:53:28	ちょっと待ってください。
0:53:55	中小ノムラです。ですね、これで
0:53:59	日経たのかなあなんかですね、これと系統図が何か変な組み合わせだっていうのは、空気走って
0:54:06	ちょっと覚えてないんですけど、すみません、ちょっとこの質問はちょっとペンディングでまた何か問題あったら次回来ます。
0:54:16	以上です。
0:54:18	原子燃料工業の飯野でございます。承知いたしました。それから、1 点目のエビデンスというのは、どういったものをおつけしければよろしいのでしょうか。
0:54:28	えーとですねノムラです。ちょっとこれは何とも言えないんですけど、御社のほうで 40 秒以内にしますってことは、今審査上はですね仕様書とかに書いてある会議やるのものだけで今、
0:54:44	審査生成ざるを得ない状況でこれだけだと本当に
0:54:49	40 ぐらいするんですかってことなんですよね。これご相談なんですけど、何かしら 40 秒しようってことを証明できる。
0:54:58	何なんでしょうね。
0:55:00	何か図面とかあるんですかねわからないけど、
0:55:05	あまりこう先行他社さんのほうでも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:08	ないのかなあとちょっと思うんですけど、こちらで審査として審査として確認できましたっていう
0:55:16	何か書類見たら往診ですよ。
0:55:19	何かないですかね。
0:55:22	はい。
0:55:28	下の行にございます。
0:55:31	非常用発電設備、非常電源設備の企画表のようなものが日付つけたほうがいいとかそういうことになるでございましょうか。
0:55:42	企画規格表運送ですな。
0:55:47	何ていうんでしょうね。うん発電黄色製品仕様とかなんですかね。
0:55:53	そこに 40 秒以内とか書いてあるんではわかるんですけど。
0:55:58	何かあればなというところですね。
0:56:05	原子燃料工業の井上でございます。ちょっと検討いたします。承知いたしました。はい、野村ですよろしくお願ひしますすいませんあの原子燃料工業の藤原です。もともとこの許可のほうですねこの 40 秒っていうのはお約束してるところなんです。
0:56:23	それを設工認でを再度記載した上で、現在検査等ですね、多く当然今定検でもやっております、今回も使用前検査でも行うようにはしてるんですが、
0:56:42	この非常用発電機自体が本当に 40 秒のスペックがあるのかという。
0:56:49	農業をして設工認の審査のために必要ということなんでしょうか。
0:56:56	ノムラですすそうですね来審査側で 40 秒以内になってるなって設定してるなんてことを確認したいんですね、検査で実験してみて初めてOKっていうよりも、審査ですすね今日カーで書いてあることを、が確かに設定されてますよと。
0:57:16	それを審査上認めたい認可したいっていうことなんですよ。
0:57:22	ここだけですすねかなり引っかかって何も書類がないなっていうところですよ。
0:57:29	何かあればっていうことでご相談すね検知性の工業のフジワラでそれを節子本人にテントとかじゃなくてあくまでもコメント回答の中で提示するということがよろしいでしょうか。
0:57:43	まずちょっとそこは微妙な難しいところなんですけど一旦コメント参ったというコメント回答でいいと思うんですけどね。
0:57:52	個目とかで今んとこ大丈夫ということで理解してください。
0:57:58	現実の工業のフジワラでございます。まあそういったものがあるかどうかまず確認した上でですね、回答させていただきたいと思ひます。以上です。
0:58:09	はい、お願ひします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:11	ノムラです。ええとですね次なんです私ではないのですがちょっと他の班の人にですね一応見てもらったので、それを私が代読する形で読み上げたいと思います 4 点あります。
0:58:24	1208 ページのですね、6 行目なんですけど、自動火災報知設備の受信機の仕様としてですね、表のRIの他の 1 というのを引用していますが、
0:58:35	非常用電源との関連がわからないってことです。これは表のともWさんの件の 1 事例ではないかというコメントです。
0:58:47	二つ目ですけども同じく 1208 ページの 13 行目ですね、非常用電源設備へのしようとして、表裏の説の 2-2 を引用していますが、これも表のRIの説の 2-3 の誤記じゃないですかということです。
0:59:05	その次に 24091209 ページの 5 行目ですね、建物における放送が可能となるようにするとあるんですが、
0:59:15	表の 2Dのニチリヨクの第 5 廃棄物貯蔵棟、研究設備等配置図においては、
0:59:22	放送設備のスピーカーは屋外に設置されているように見えるということです。どのような方法で多く建物内における放送を可能にするのかわからないってことですね、これは私も現地でまあ何となく場所の雰囲気を使いましたけど
0:59:38	外にスピーカーがあって、
0:59:40	扉閉まってしまったらもう聞こえないだろうなというふうに
0:59:46	監事は勘定します。
0:59:49	最後なんですけど 1209 ページの 11 行目ですね、事業所内建物間における相互のほう総合が可能とするとありますか、第 5 廃棄物貯蔵棟にはマイクが設置されていないということで、どのような方法で相互の放送を可能とするのかわからない。
1:00:07	ということです。
1:00:09	以上です。
1:00:12	原子燃料工業の井上でございます。一つ、1 点目、2 点目はご指摘の通りですので修正いたすようにいたしますのでその旨も書面で回答いたします。また 3 点目 4 点目は斜面のほうで回答するようにいたします。以上でございます。
1:00:28	規制庁ノムラです。お願いします。次はですねウツミからの質問が続くんですが、ちょっとウツミまでですね席外していないので私はそのまま代読します。
1:00:39	質問があったらですね、ウツミに直接聞いてくれっていうふうに言われてますので、その旨をお願いします。
1:00:47	としてまず 1106 ページのですね、気体廃棄設備ナンバーツーナンバーワンを含めて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:53	に関してなんですけど、技術基準 20 条第 1 項の適合性の説明において設置される排気設備の廃棄能力が想定に対して十分であること。
1:01:05	の担保についての説明は読めないので説明すること。
1:01:10	説明の際は、23 条で書いてある内容を踏まえて記載すること。
1:01:15	ということです。
1:01:17	同じく、同じページの同じ設備なんですけど、20 条の適合性において本文中に吸気の設計(9)急にイトウ及びダクトで外気を取り入れる括弧土地も記載すること。
1:01:34	ということで、同じページの同じ設備、
1:01:39	そうですね。同じ 20 条の適合性において気体廃棄設備の逆流防止設備防止機能について説明してください。
1:01:49	具体的には 23 条で記載している閉じ込めダンパーの逆流防止機能を踏まえた説明を記載するとしてください。
1:01:58	ということです。
1:02:01	1 回ここですか。
1:02:05	原子燃料工業カミムラでございます。今ご指摘いただきましたところですねちょっと今ウツミ様がいらっしゃらないということで、ちょっとこの辺技術基準の条項をどう解釈するかっていうところにちょっと関わってくると思うんですけども、まず御出席いただいている第 2 週上廃棄能力廃棄施設の
1:02:24	条文の第 1 号のところでございますけれども、この第 1 号でお約束させていただいてるところと、中身としましては、周辺監視区域の外後空气中及び周辺監視区域の境界でにおける
1:02:40	濃度ですね、が規制委員会の限界濃度にS以下になるようにということで排気する能力があるというような趣旨の基準条項であったと理解しております。そういう意味ではですね、今回その 23 条の換気のほうで書かせていただいている排風器の
1:02:59	廃棄能力廃棄能力というのはちょっと漢字が違うんですけども、／不良って、そのところに関してはこの 20 条 2 項に関しては、ちょっと直接該当しないのではないかなと、具体的には第 20 条のほうでは、我々フィルタユニットを使ってですね 99.97%の
1:03:19	捕集効率を持ったものでこういったものでろ過した後に大気中に放出するということで廃棄能力を備えているというような解釈をしておりますんでちょっと御指摘だ 23 条の換気のような記載を記載のことというようなちょっと趣旨の御質問だったと思うんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:38	ちょっと我々の理解としてちょっとこのこの辺はちょっと住み分けをちょっとさせていただいているというところでございます。同じく二つ目の旧キーのところについても同じような考え方でございます。
1:03:53	もう一つ、最後のご指摘ですね逆流防止機能のところでございますけれども、同じく第 20 条の 2 号ですかね、のところに逆流って言葉が出てくるんですが、この 2 号のもとの趣旨としましては、
1:04:11	鎖線廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置することっていうのが要求だと。ただし、逆流しな逆流するおそれがない場合には区別しなくても良いよというような記載のだと理解しています。したがってこの 20 条の 2 号ではですね逆流の防止そのものを
1:04:31	要求しているわけではなくてですねあくまで 23 条、同じように 23 条のほうにですね逆流気体廃棄設備の逆流防止の件が書かれていますので、こちらも同じく 23 条だけの該当になるのではないかなというふうな解釈をしております。
1:04:49	ちょっとウツミさんいらっしゃらないんで誤開等ができるかあれですけども、一応我々の考え方としては以上になります。
1:04:57	規制庁ノムラです。了解しましたウツミはですね電話してくれても構わないということなので必要により電話してくださいってことです。
1:05:06	続けます。ですね。廃液処理設備関係ですね、第 1 廃液処理設備 W & 廃液処理設備等、
1:05:17	なんかこれ 1117 ページ以降という話なんですけど、そのですね第 20 条の適合性において液体廃棄物の希釈を規制庁定める値以下になるようにする旨を、適用性の説明に記載すること。
1:05:32	ということです。その際はですね許可の 5-17 にあるようにパッチ方式により放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度。
1:05:47	一家限度以下であることを確認後、
1:05:49	建物の外に排出する構造とするとともに、発生する液体廃棄物を処理するために十分な能力を有する設計。
1:05:59	との関係を確実に説明することということです。
1:06:04	続けます。1084 ページですね、第 1 廃棄物貯蔵棟の仕様は、21.1B1、いろいろとでウランが浸透しにくく女性が容易で腐食しにくい材料、
1:06:19	11 で、(11)で仕上げるとあるのですが、この材料で仕上げるとするのは、1900、1093 ページの別紙病棟の W1 件 5
1:06:31	㊸にある通り仕上げる或いは逃走するという意味でよいのか説明してください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:39	ということです。またですね 2868 ページの説明では材料で仕上げの部分が塗料で仕上げると記載されてるのか記載されているので、説明も統一してくださいということです。
1:06:54	続けます。293 ページ。
1:06:58	いや、2875 ページの 23 条の説明で記載されている第 2 加工棟の容積について、約 1.4 区画 100 円を
1:07:09	10、10-4 乗立米とありますが、
1:07:13	許可の 5-16 では約 1.3×10-40 立米となっており、何で修正しているのか理由を説明してください。
1:07:22	またですね 2547 ページ以降の添付 1.1、参考資料 1 に本件が記載されているいらないようですが、記載が不要な理由を説明してくださいということです。
1:07:36	それで最後なんですけど、ちょっとですねこれ
1:07:41	えーとですね、所そのまま 4 ですが、2875 ページなどに第 2 加工棟の廃棄能力の強化約束値が 13.0 掛け 10 の 40 立米/h。
1:07:53	10-4 乗ということですね、と記載されていますが、主要表 923 ページは許可の 5-16 では 1.3ヶ月 10-5 条。
1:08:04	立米/h。
1:08:06	と記載されているので確認することなんですけど、これちょっとウツミからですねコメントが追加されまして、選挙カーの 5-16 だと逆というのがついてるんですけど、923 ページと 2875 ページで和訳がない。
1:08:22	ということで合わせてくださいということです。
1:08:26	以上です。
1:08:35	1.6 工業カミムラでございます。今ご質問いただきました中での気体廃棄に係る最後の二つのご質問についてご回答いたします。まず気体廃棄の一つ目のご質問で第 2 加工棟の容積が数字がちょっと変わっているよというところの御指摘でございますけれども、
1:08:54	一応この本件に関しましてはですね 9 月 16 日の面談で今回の資料ですとHにして、
1:09:02	12103 件の -4 というところで御提示している資料のコメント回答 0916 の 19 番という回答の中で、実際にこの積み上げた結果、許可のときには、1.3 という数字で書かせていただいたんですけども、
1:09:19	今回問題に加工等々ですね改造等の工事の中で、ある程度また計算を聖地技術見直し上げたところ、日程に基づきましたという旨の回答させていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:34	ただちょっとご指摘のところですね、あの点1の参考資料1ですね許可との変更点のところ記載がされていないというところでご指摘の通りだと思いますが、ちょっとこの辺に関しましては
1:09:48	健一のほうですね、許可の変更点というところ記載のほうを追加させていただきたいと思います。
1:09:55	二つ目のご質問ですけれども、数字としては 13×10^{-4} 乗と 1.3×10^{-5} 乗というのはちょっと等価んではございますけれども書き方をちょっと書きかえているのはですね、2875 ページのほうではですね、排風器の能力を積み上げて幾つという14。
1:10:13	幾つとかって数値を入れているんですけれども、それに対しての見比べやすさというところで、同じ桁を指数の桁明日というところで、あえてちょっと4乗という形で記載をさせていただいてます。
1:10:31	あと許可のほうで薬をつけていって今回設工認の薬がついていないというところでございますけれども、今回排風機能力の検査というところで、
1:10:45	検査の数字として排風機能力の数字に使うものになりますので役付は良くないというところで、
1:10:53	医師を表等々のなかなかとしての記載としては役付役員なしの記載とさせていただいております。以上です。
1:11:04	と規制庁ノムラです。了解しました等ですね今ウツミがないということもあリまして書面での回答をお願いします。以上です。
1:11:32	規制庁ありとる数それでは本日こちらで用意したコメント以上になります。
1:11:43	ほか、原燃工のほうから質問とか何かございますでしょうか。
1:11:53	原子燃料工業フジワラでございます。特に書面で追加の確認事項がございませんので、なるべく早くにですね書面で回答させていただきたいと思います。以上です。
1:12:09	規制庁おり鳥栖周知も下にはそれではこれで面談を終了したいと思います。お疲れ様でした。
1:12:19	お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。